

# 薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について

平成19年5月

厚生労働省医薬食品局

## 1. はじめに

薬剤師は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）において、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとされている。

薬剤師になるためには、厚生労働大臣の免許を受けなければならない、その免許は薬剤師国家試験に合格した者に対して与えられることとなっており、薬剤師国家試験を受験するためには、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者、及びそれと同等と厚生労働大臣が認定した者である必要がある。

薬剤師養成の基礎となる薬学教育は、医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の安全使用といった社会的要請を背景として、平成18年4月、教育年限が4年から6年に変更されている。6年制の薬学教育は、教養教育、医療薬学をはじめとする専門教育、実務実習の充実が図られており、それらを有機的に組み合わせることにより、医療人として相応しい質の高い薬剤師の養成を図ることとしている。また、その教育方針は知識教育に偏ることなく、技能や態度の習得も目的としている。

6年制教育において臨床に係る実践的能力を培うためには、実務実習の効果的な実行が不可欠であり、病院及び薬局においてそれぞれ10週間程度の実務実習が義務づけられている。各大学の教育カリキュラムによっては、義務づけられている約10週間に限らず、より長期にわたり実務実習を行う場合もあると考えられるが、実務実習を行う薬学生が病院や薬局といった医療の最前線において、見学型実習ではなく、できるかぎり参加型実習を行えるようにする必要がある。一方で、実務実習の実施にあたり、病院や薬局は患者等に対して直接的に医療を提供する場であること、病院等においては薬剤師のほか医師、看護師等の医療従事者も実務実習に係ることがあることなどを念頭におき、患者、医療従事者及び薬学生等の安全が保障されなければならない。

以上のことを踏まえ、薬学生が行う実務実習の実施方法について、基本的考え方を整理するとともに、実務実習中の行為がもつリスクと、有資格

者である薬剤師の関わり方に着目して、実務実習の実施方法を区分することとする。

## 2. これまでの薬学教育実務実習

薬剤師は、医療における最適な薬物療法の提供、服薬指導、医療安全対策などの幅広い分野において、医療の担い手としてその役割を果たすことができるよう、薬学的専門知識に加えて、臨床に係る実践的能力が求められる。そのため、薬剤師養成のための薬学教育においては、大学内における教養教育及び専門教育を通じた知識の習得とともに、実務実習を通じて、医療人として相応しい技能・態度の習得が必須であると考えられるが、薬学教育におけるこれまでの実務実習については、近年ようやく多くの大学で病院実習が必修化されてきたものの、その期間は4週間程度であり、医療人としての技能や態度を習得するには不十分との指摘もあった。

医学教育及び歯学教育に関しても、同様の課題を抱えていたと考えられるが、薬学教育に先立って、新たなモデル・コアカリキュラムの作成を通じて、実務実習を従来の見学型実習から参加型実習へと転換させてきた。例えば、医学教育における参加型実習では、医学生は多くの医行為を自ら実施することで技能・態度を習得することを求められ、従来の「資格（医師免許）のない学生には医行為を実施させない」方針から、「一定の条件の下、基本的な医行為を実施できない学生には資格を与えない」方針に変化してきた経緯がある。

## 3. 薬学生が行う実務実習に関する基本的考え方

### (1) 実務実習モデル・コアカリキュラムにおける学習方法

平成18年4月にスタートした6年制教育における実務実習の実施にあ

たっては、参加型実務実習の適正な実施を通じて医療人として実践的能力をもつ薬剤師を養成することを目的とするが、実務実習が実施される場である病院や薬局が医療現場そのものであることを念頭に置き、医療の中心に位置する患者の権利や安全を最優先する必要がある。

6年制教育における実務実習は、平成15年12月に文部科学省「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 実務実習モデル・コアカリキュラムの作成に関する小委員会」がとりまとめた「実務実習モデル・コアカリキュラム」に基づいて行われる。実務実習モデル・コアカリキュラムでは、教育目標として一般目標と到達目標を示すとともに、学習方略として個々の到達目標について学習方法等が示されている。このモデル・コアカリキュラムは参加型実習の実行を念頭に置いて作成されているため、できるかぎり示されている学習方法にそった実習が行われることが望ましいと考える。したがって、到達目標ごとに示されている学習方法について、薬学生が行いうる実務実習の形態として相応しい方法を個別に整理する必要がある。

## (2) 薬学生の行為の適法性に関する考え方

薬剤師法第19条は、「薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。」と規定し、その違反行為は無資格調剤の罪として、同法第29条は「3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」としている。

薬学生は薬剤師の資格を欠くため、薬学生の実務実習において、販売又は授与の目的で調剤する場合、形式的には本罪を構成することになる。それ故に実質的に違法性がないために本罪を構成しないと解釈しうるだけの条件整備を厳しく行う必要がある。その上で万が一にも薬学生の行為に関連して何らかの事故が生じるようなことがあってはならない。

薬学生の行為の適法性は、行政、民事、刑事の3つの観点から、それぞれ考えなければならない。

## ア 行政法（薬剤師法）の観点から

薬剤師法上に無資格調剤の罪が設けられている目的は、患者の生命・身体の安全を保障することにあるため、薬学生の行為が適法といえるためには、調剤等の行為の対象となる患者等から、無資格者である薬学生が調剤等を行うことに関する同意を得ることを前提として、行為はその目的（つまり、患者の生命・身体の安全が保障されていることを前提として、質の高い薬剤師を養成するという教育上の観点）に則り、かつ、行為の手段が社会通念からみて相当（つまり、薬剤師による行為と同程度の安全性が確保される限度）でなければならない。

## イ 民法（民法）及び刑事法（刑法）の観点から

薬学生の行為に関連して患者の生命・身体に事故が発生した場合、民法及び刑事法の観点から違法性が問題になり、違法性が認められるときは、それぞれ民事責任及び刑事責任が問われることになる。民事責任は民法第709条に規定する違法行為を理由とした損害賠償責任であり、刑事責任は刑法第211条に規定する業務上過失致死傷罪である。

以上に基づけば、薬剤師の資格を欠く薬学生の行為が適法と解釈されるためには、患者の同意はもとより、実務実習の目的の正当性及び実務実習における薬学生の行為の相当性が厳格に確保され、運用されなければならないと考えられる。

### （3）薬学生が行う実務実習の実施上の条件

薬学生が行う実務実習においては、（2）に記したとおり、医療の提供を受ける患者の同意を得ることが大前提であり、そのうえで、目的の正当性及び行為の相当性の確保が要求される。

目的の正当性については、実務実習が薬剤師の養成を目的とした薬学教育の一環として義務付けられていることから明らかであり、また、行為

の相当性については、患者、医療従事者及び薬学生等の安全確保の観点から適正な手段が採られていることが重要となる。

実務実習を含む薬学教育については、元来これを行う各大学の自主性が基本的に尊重されるものであるが、薬剤師法の適法性を確保するための条件が遵守・徹底されることにより、医療に関する安全が確保されたかたちで実務実習が実施されることとなり、その結果として、薬学生が行う実務実習は参加型実習として実りあるものとなる。それ故、実務実習の実施上の条件をあらかじめ明確にしておく必要がある。

## ア 患者の同意

薬学生の実務実習における行為は、医療の実践においては薬剤師が行うべき行為である以上、患者の権利の保障と安全確保の観点から、患者の同意をとる必要がある。

同意は、患者一人一人との関係でこれを取得するばかりでなくとも、説明内容を掲示する等により示すことで包括的な同意として得ることでも差し支えないと考える。

説明の内容としては、患者は説明を受けた後、同意を拒否できること、不明な点や疑問な点等について意見を述べるができること、及び同意した内容をいつでも撤回できること等が明示されていることが望ましい。また、患者・家族にとって実務実習への協力が得られやすくなるように、薬学生を受け入れる施設において、大学との間で交わした各種文書その他患者・家族へ周知する必要があると思われる情報を掲示する等の対応が行われることが望ましい。

さらには、患者・家族に関する個人情報等について、他者に漏らすことがないように特段の配慮が必要である。そのため、薬科大学・薬学部及び病院・薬局関係者で構成する有限責任中間法人薬学教育協議会が、実務実習実施時の個人情報及び法人機密情報の保護を徹底する観点からとりまとめた、「病院・薬局等における研修等の誠実な履行、個人情報の保護、病院・薬局等の法人機密情報の保護に関する説明文書」、「病院・薬局等における研修等の誠実な履行、個人情報の保護、病院・薬局等の法人機密情報の保護に関する誓約書」、「学部学生の病院実習に関する契約書ひな形」、

「学部学生の薬局実習に関する契約書ひな形」の活用を図ることが望ましい。

## イ 目的の正当性

実務実習は、6年制教育において義務付けられている教育カリキュラムであり、薬剤師国家試験受験前に薬学生が薬剤師として必要な知識、技能及び態度を習得するために必須である。薬剤師が医療人として十二分に患者の便益に資するには、医学・薬学の進歩や科学技術の進展に伴って高度化・多様化する医療が行われている実態に即した資質が不可欠である。また、医療現場において薬剤師が医師、看護師等の医療従事者と協同で医療の提供に携わることが求められている現状において、実務実習は、薬剤師に必要な問題解決能力を学内の教養教育及び専門教育を通じて培った後に、病院・薬局での実践を通じてさらに伸長させるために必要な教育カリキュラムである。

したがって、実務実習については、患者の同意を得ること等を前提として、実務実習受入施設の薬剤師の行為を見学するに留まらず参加型実習の実現を図るべきであり、そのことは質の高い薬剤師の養成を目指す教育上の観点から、正当な目的を持つものと考えることができる。

## ウ 行為の相当性

実務実習では薬学生が行う行為が直接的に患者に影響を及ぼすことになる。そのため、患者の同意及び実務実習を実施する目的の正当性に加えて、実務実習における行為に関する条件を整えることを通じて、実務実習における薬学生の行為の相当性が担保されなければならない。

したがって、薬学生の行為の相当性を担保するためには、以下の①から③の条件が満たされている必要がある。

### ①実務実習を行う薬学生の資質の確認

参加型実務実習の実施にあたっては、患者・家族や指導的立場にある薬剤師その他医療従事者等の安全が確保される必要がある。そのためには、

薬剤師の指導者としての資質のみならず、実務実習の当事者である薬学生の資質についても一定以上の水準が求められることになる。

具体的には、実務実習を行う前段階で、学内にて必要かつ十分な基礎的知識や技能などが培われていることを基本として、約1ヶ月間行われる実務実習事前学習をはじめとする各種事前学習が、実務に関する十分な知識・技能・態度を有する教員によって十分かつ適正に行われている必要がある。

薬学生に実務実習を行うに必要な資質があるか否かを評価する方法としては、6年制教育において行うこととされている薬学共用試験が大学間の格差なく適正に実施されることが重要である。薬学共用試験については、実務実習を行うために必要な知識、技能及び態度を確認するための試験方法として、CBT (Computer-based Testing) とOSCE (Objective Structured Clinical Examination) の2体系が準備されているところであるが、薬学共用試験の内容の標準化や評価方法の統一化を進めるとともに、薬学共用試験の成績に基づく厳格な合否判定を行うことにより、実務実習を行う薬学生の資質を一定水準以上に保つことが求められる。

また、各大学の6年制薬学教育に対する第三者評価の導入に関する検討が行われていることも重要なことであり、第三者評価によって各大学において質の高い薬学教育が行われていることを客観的に確認する必要がある。第三者評価では、教養教育が十分に行われているか、医療薬学教育を充実させた専門教育が適切に行われているか、実務実習が適切な指導体制の下で「実務実習モデル・コアカリキュラム」を踏まえて行われているかなどとともに、教職員組織と施設・設備が適切に整備されていることなども対象とする必要がある。第三者評価により教育の質が確認され、それに薬学共用試験を通じて個々の薬学生の評価が行われることによって、薬学生の資質を確認することが適切である。

②薬学生を指導する立場にある受入施設側の薬剤師が十分な指導・監督を行うに必要な資質を有していること

実務実習は、実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って行われることを基本とするが、病院・薬局において薬学生を受け入れて、薬学生を指導・評価する薬剤師が、日常の業務を通じて十分な実務経験を有し、実務実

習モデル・コアカリキュラムについて理解していることに加えて、薬剤師に必要な理念や学生の指導方法（評価方法を含む。）、薬学生が行う実務実習の実施方法に関する基本的考え方を持ち合わせている必要がある。

また、指導する薬剤師の指導内容や評価の水準をできるだけ一定に保つため、薬学生の指導にあたる薬剤師は、実務実習に携わる教育者の一員としての自覚と情熱を持って、薬学教育のあり方及び薬学生の指導・評価方法等について習得すべきであり、日頃から積極的な自己研鑽を図る必要がある。

### ③実務実習に係わる患者、医療従事者及び薬学生に対する保障体制の整備

病院・薬局においては、実務実習を行うか否かにかかわらず、患者、医療従事者の安全を確保する観点から、施設ごとに安全管理マニュアルが整備されている。しかしながら、薬学生を受け入れる病院・薬局では薬学生に対する保障体制についても整備する必要がある。

具体的には、各種任意保険への加入がこれに該当するが、あわせて事故防止対策に必要なマニュアルの策定、施設内連絡体制の整備、職員研修などが実施されることが望ましい。

これに関して、社団法人日本薬学会薬学教育改革大学人会議では、平成18年3月に薬科大学・薬学部向けに「健康診断と保険に関する提言」をとりまとめており、その中で以下の通り提言がなされている。

#### 1. 学生の健康診断について：

遅くとも実務実習に入る前には、血液検査、生化学検査、尿検査、X線撮影などを含めた健康診断を受診すること。また「健康診断の受診」は、実務実習参加の必要条件とすべきであること。

#### 2. 学生の保険について：

実務実習に参加する前に、傷害保険と損害賠償保険に加入すべきであること。

#### 3. 実務実習を始める前に：

上記2点について、実習施設側が強く要望していることを、大学ならびに学生は認識することが重要。

したがって、実務実習の実施にあたって、病院・薬局において指導する

薬剤師及び大学関係者は、本提言の考え方に基づいて健康診断や各種任意保険の活用を図ることにより、実務実習の安全かつ適正な実施のための環境を整備する必要がある。

#### 4. 実務実習の実施方法に関する類型とその適用範囲

3. (3)に記す実務実習の実施上の条件が満たされることを前提として、薬剤師による包括的な指導・監督がなされている場合にあっては、薬学生の行為が患者等の身体に及ぼすおそれのある直接的・間接的リスクの程度に応じて、薬学生が行う実務実習の方法を以下の通り3つに区分する。

- A 薬学生の行為の的確性について指導・監督する薬剤師による事後的な確認が可能なもの
- B 薬学生の行為について薬剤師がその場で直接的に指導・監督しなければ的確性の確認が困難なもの
- C 上記A及びBの類型に該当しないため、薬剤師が行う行為の見学に止めるもの

この区分にしたがい、実務実習モデル・コアカリキュラムに示される学習項目の到達目標に向けた学習方法を別紙の通り整理した。病院・薬局で指導・監督する薬剤師及び大学関係者は、これらの区分に留意しつつ、実務実習の具体的カリキュラムの策定を図るとともに、薬学生を含めて、参加型実務実習において行われる実習行為の一つ一つについて、実務実習実施上の条件の担保が重要であることを認識する必要がある。

なお、別紙の到達目標ごとに記す学習方法の区分については、指導・監督する薬剤師及び大学関係者により、患者の同意、目的の正当性、行為の相当性といった実務実習実施上の条件を全て満たしていると判断される場合の学習方法を示すものであることに留意する必要がある。実際に行われる実務実習においては、個々の薬学生の知識・技能・態度や受入病院・薬

局における指導・監督体制などの実状を的確に判断することにより、学習方法の区分を適宜変更することが指導者側に求められることになる。

## 5. おわりに

薬学教育における実務実習は、医療人たる薬剤師に必要な知識・技能・態度について、薬学生が実践を通じて習得するために必須のカリキュラムであることから、その内容は見学型実習ではなく参加型実習とすべきである。薬学生が実務実習を通じて、薬剤師として必要な資質を習得できるよう、患者の同意を得ることを前提として、実務実習を行う目的の正当性及び実務実習における薬学生の行為の相当性が担保された状況下で実務実習が円滑に実施されることを期待する。

(1) 病院調剤を実践する

LS	SBO	A	B	C
《病院調剤業務の全体の流れ》				
H101	1. 患者の診療過程に同行し、その体験を通して診療システムを概説できる。			
	2. 病院内での患者情報の流れを図式化できる。			
	3. 病院に所属する医療スタッフの職種名を列挙し、その業務内容を相互に関連づけて説明できる。			
	生命に関わる職種であることを自覚し、ふさわしい態度で行動する。			
	医療の担い手が守るべき倫理規範を説明できる。			
	職務上知り得た情報について守秘義務を守る。			
H102	4. 薬剤部門を構成する各セクションの業務を体験し、その内容を相互に関連づけて説明できる。			
	5. 処方せん（外来、入院患者を含む）の受付から患者への医薬品交付、服薬指導に至るまでの流れを概説できる。			
	6. 病院薬剤師と薬局薬剤師の連携の重要性を説明できる。			
《計数・計量調剤》				
H103	7. 処方せん（麻薬、注射剤を含む）の形式、種類および記載事項について説明できる。			
H104	8 <sup>△</sup> . 処方せんの記載事項（医薬品名、分量、用法・用量など）が整っているか確認できる。			
	9 <sup>△</sup> . 代表的な処方せんについて、処方内容が適正であるか判断できる。			
	10 <sup>△</sup> . 薬歴に基づき、処方内容が適正であるか判断できる。			
H105	11 <sup>△</sup> . 適切な疑義照会の実務を体験する。			
H106	12 <sup>△</sup> . 薬袋、薬札に記載すべき事項を列挙し、記入できる。			
H107	13 <sup>△</sup> . 処方せんの記載に従って正しく医薬品の取りそろえができる。（技能）			
	14 <sup>△</sup> . 錠剤、カプセル剤の計数調剤ができる。（技能）			
	調剤過誤を防止するために、実際に工夫されている事項を列挙できる。			
	15 <sup>△</sup> . 代表的な医薬品の剤形を列挙できる。			
	16 <sup>△</sup> . 代表的な医薬品を色・形、識別コードから識別できる。（技能）			
	17 <sup>△</sup> . 医薬品の識別に色、形などの外観が重要であることを、具体例を挙げて説明できる。			
	18 <sup>△</sup> . 代表的な医薬品の商品名と一般名を対比できる。			
	19 <sup>△</sup> . 異なる商品名で、同一有効成分を含む代表的な医薬品を列挙できる。			
H108	20 <sup>△</sup> . 毒薬・劇薬、麻薬、向精神薬などの調剤ができる。（技能）			
H109	21 <sup>△</sup> . 一回量（一包化）調剤の必要性を判断し、実施できる。（知識・技能）			
H110	22 <sup>△</sup> . 散剤、液剤などの計量調剤ができる。（技能）			
	23 <sup>△</sup> . 調剤機器（秤量器、分包機など）の基本的な取扱いができる。（技能）			
H111	24 <sup>△</sup> . 細胞毒性のある医薬品の調剤について説明できる。			
	25 <sup>△</sup> . 特別な注意を要する医薬品（抗悪性腫瘍薬など）の取扱いを体験する。（技能）			
H112	26 <sup>△</sup> . 錠剤の粉碎、およびカプセル剤の開封の可否を判断し、実施できる。（知識・技能）			
H113	27 <sup>△</sup> . 調剤された医薬品に対して、鑑査の実務を体験する。（技能）			

《服薬指導》				
H114	28 <sup>△</sup> . 患者向けの説明文書の必要性を理解して、作成、交付できる。 (知識・技能)			
H115	29 <sup>△</sup> . 患者に使用上の説明が必要な眼軟膏、坐剤、吸入剤などの取扱い方を説明できる。			
H116	30 <sup>△</sup> . 自己注射が承認されている代表的な医薬品を調剤し、その取扱い方を説明できる。			
H117	31 <sup>△</sup> . お薬受け渡し窓口において、薬剤の服用方法、保管方法および使用上の注意について適切に説明できる。	SGD		
	32 <sup>△</sup> . 期待する効果が十分に現れていないか、あるいは副作用が疑われる場合のお薬受け渡し窓口における対処法について提案する。(知識・態度)			
《注射剤調剤》				
H118	33. 注射剤調剤の流れを概説できる。			
H119	34. 注射処方せんの記載事項(医薬品名、分量、用法・用量など)が整っているか確認できる。(技能)			
	35. 代表的な注射剤処方せんについて、処方内容が適正であるか判断できる。(技能)			
H120	適切な疑義照会の実務を体験する。			
H121	36. 処方せんの記載に従って正しく注射剤の取りそろえができる。 (知識・技能)			
H122	37. 注射剤(高カロリー栄養輸液など)の混合操作を実施できる。 (技能)			
	38. 注射剤の配合変化に関して実施されている回避方法を列挙できる。			
H123	39. 毒薬・劇薬、麻薬、向精神薬などの注射剤の調剤と適切な取扱いができる。(技能)			
H124	40. 細胞毒性のある注射剤の調剤について説明できる。			
	41. 特別な注意を要する注射剤(抗悪性腫瘍薬など)の取扱いを体験する。(技能)			
H125	42. 調剤された注射剤に対して、正しい鑑査の実務を体験する。(技能)			
《安全対策》				
H126	43 <sup>△</sup> . リスクマネジメントにおいて薬剤師が果たしている役割を説明できる。			
	44 <sup>△</sup> . 調剤過誤を防止するために、実際に工夫されている事項を列挙できる。			
	45 <sup>△</sup> . 商品名の綴り、発音あるいは外観が類似した代表的な医薬品を列挙できる。			
H127	46 <sup>△</sup> . 医薬品に関わる過失あるいは過誤について、適切な対処法を討議する。(態度)	SGD		
	47 <sup>△</sup> . インシデント、アクシデント報告の実例や、現場での体験をもとに、リスクマネジメントについて討議する。(態度)			
	48 <sup>△</sup> . 職務上の過失、過誤を未然に防ぐための方策を提案できる。(態度)			
	49 <sup>△</sup> . 実習中に生じた諸問題(調剤ミス、過誤、事故、クレームなど)を、当該機関で用いられるフォーマットに正しく記入できる。(技能)			

## (2) 医薬品を動かす・確保する

LS	SBO		A	B	C
《医薬品の管理・供給・保存》					
H201	1. 医薬品管理の流れを概説できる。				
	2 <sup>△</sup> . 医薬品の適正在庫の意義を説明できる。				
	3. 納品から使用までの医薬品の動きに係わる人達の仕事を見学し、薬剤師業務と関連づけて説明できる。				
H202	4. 医薬品の品質に影響を与える因子と保存条件を説明できる。				
H203	5 <sup>△</sup> . 納入医薬品の検収を体験し、そのチェック項目を列挙できる。				
	6 <sup>△</sup> . 同一商品名の医薬品に異なった規格があるものについて具体例を列挙できる。				
H204	7. 院内における医薬品の供給方法について説明できる。				
	8. 請求のあった医薬品を取り揃えることができる。(技能)				
《特別な配慮を要する医薬品》					
H205	9 <sup>△</sup> . 麻薬・向精神薬および覚せい剤原料の取扱いを体験する。(技能)				
	10 <sup>△</sup> . 毒薬、劇薬を適切に取り扱うことができる。(技能)				
	11. 血漿分画製剤の取扱いを体験する。(技能)				
	12 <sup>△</sup> . 法的な管理が義務付けられている医薬品(麻薬、向精神薬、劇薬、毒薬、特定生物由来製剤など)を挙げ、その保管方法を見学し、その意義について考察する。(態度)				
《医薬品の採用・使用中止》					
H206	13. 医薬品の採用と使用中止の手続きを説明できる。				
	14. 代表的な同種・同効薬を列挙できる。				

### (3) 情報を正しく使う

LS	SBO		A	B	C
《病院での医薬品情報》					
H301	1. 医薬品情報源のなかで、当該病院で使用しているものの種類と特徴を説明できる。				
	2. 院内への医薬品情報提供の手段、方法を概説できる。				
	3 <sup>△</sup> . 緊急安全性情報、不良品回収、製造中止などの緊急情報の取扱い方法について説明できる。				
	4. 患者、医療スタッフへの情報提供における留意点を列挙できる。				
《情報の入手・評価・加工》					
H302	5 <sup>△</sup> . 医薬品の基本的な情報を、文献、MR（医薬情報担当者）などの様々な情報源から収集できる。（技能）				
H303	6. DIニュースなどを作成するために、医薬品情報の評価、加工を体験する。（技能）				
H304	7 <sup>△</sup> . 医薬品・医療用具等安全性情報報告用紙に、必要事項を記載できる。（知識・技能）				
《情報提供》					
H305	8. 医療スタッフからの質問に対する適切な報告書の作成を体験する。（知識・技能）				
	9. 医療スタッフのニーズに合った情報提供を体験する。（技能・態度）				
H306	10. 患者のニーズに合った情報の収集、加工および提供を体験する。（技能・態度）				
H307	11. 情報提供内容が適切か否かを追跡できる。（技能）				

(4) ベッドサイドで学ぶ

LS	SBO	A	B	C
H401	1			
	2			
	3			
《医療チームへの参加》				
H402	4. 医療スタッフが日常使っている専門用語を適切に使用できる。(技能)			
	5. 病棟において医療チームの一員として他の医療スタッフとコミュニケーションする。(技能・態度)			
《薬剤管理指導業務》				
H403	6. 診療録、看護記録、重要な検査所見など、種々の情報源から必要な情報を収集できる。(技能)			
	7. 報告に必要な要素(5W1H)に留意して、収集した情報を正確に記載できる(薬歴、服薬指導歴など)。(技能)			
	8. 収集した情報ごとに誰に報告すべきか判断できる。(技能)			
	9. 患者の診断名、病態から薬物治療方針を把握できる。(技能)			
H404	10. 使用医薬品の使用上の注意と副作用を説明できる。			
	11. 臨床検査値の変化と使用医薬品の関連性を説明できる。			
H405	12. 医師の治療方針を理解したうえで、患者への適切な服薬指導を体験する。(技能・態度)			
	13. 患者の薬に対する理解を確かめるための開放型質問方法を実施する。(技能・態度)			
	14. 薬に関する患者の質問に分かり易く答える。(技能・態度)			
	15. 患者との会話を通して、服薬状況を把握することができる。(知識・技能)			
	16. 代表的な医薬品の効き目を、患者との会話や患者の様子から確かめることができる。(知識・技能)			
	17. 代表的な医薬品の副作用を、患者との会話や患者の様子から、気づくことができる。(知識・技能)			
	18. 患者がリラックスし自らすすんで話ができるようなコミュニケーションを実施できる。(技能・態度)			
	19. 患者に共感的態度で接する。(態度)			
	H406	20. 患者の薬物治療上の問題点をリストアップし、SOAPを作成できる。(技能)		
H407	21. 期待する効果が現れていないか、あるいは不十分と思われる場合の対処法について提案する。(知識・技能)			
	22. 副作用が疑われる場合の適切な対処法について提案する。(知識・態度)			
《処方支援への関与》				
H408	23. 治療方針決定のプロセスおよびその実施における薬剤師の関わりを見学し、他の医療スタッフ、医療機関との連携の重要性を感じとる。(態度)			
	24. 適正な薬物治療の実施について、他の医療スタッフと必要な意見を交換する。(態度)	SGD		

(5) 薬剤を造る・調べる

LS	SBO		A	B	C
《院内で調製する製剤》					
H501	1. 院内製剤の必要性を理解し、以下に例示する製剤のいずれかを調製できる。(軟膏、坐剤、散剤、液状製剤(消毒薬を含む)など)(技能)				
H502	2. 無菌製剤の必要性を理解し、以下に例示する製剤のいずれかを調製できる。(点眼液、注射液など)(技能)				
H503	3 TDM				
H504	4	SGD			

(6) 医療人としての薬剤師

LS	SBO		A	B	C
H601	1 )	SGD			
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				

# 薬局実習

## (1) 薬局アイテムと管理

LS	SBO		A	B	C
《薬局アイテムの流れ》					
P101	1				
	2				
	3				
《薬局製剤》					
P102	4				
P103	5				
《薬局アイテムの管理と保存》					
P104	6				
	7				
	8				
《特別な配慮を要する医薬品》					
P105	9				
	10				
	11				

(2) 情報のアクセスと活用

LS	SBO		A	B	C
《薬剤師の心構え》					
P201	1				
	2				
《情報の入手と加工》					
P202	3				
	4				
P203	5				
P204	6				
P205	7				
P206	8				
P207	9				
《情報の提供》					
P208	10				
P209	11				
P210	12				

(3) 薬局調剤を实践する

LS	SBO		A	B	C
《保険調剤業務の全体の流れ》					
P301	1				
	2				
《処方せんの受付》					
P302	3				
	4				
	5				
P303	6				
P304	7 ( )				
	8				
	9				
	10				
《処方せんの鑑査と疑義照会》					
P305	11				
	12				
P306	13				
P307	14				
P308	15				
《計数・計量調剤》					
P309	16				
P310	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
P311	26				
	27				
P312	28				
P313	29				
	30				

P314	31				
	32				
P315					
《計数・計量調剤の鑑査》					
P316	33				
《服薬指導の基礎》					
P317	34				
P318	35				
	36				
	37				
P319	38				
P320	39				
	40				
《服薬指導入門実習》					
P321	41				
	42				
	43				
	44				
《服薬指導実践実習》					
P322	45				
	46				
	47				
	48				
	49				
《調剤録と処方せんの保管・管理》					
P323	50				
	51				
	52				
P324	53				
P325	54				
《調剤報酬》					
P326	55				
P327	56				
《安全対策》					
P328	57				
P329	58				
P330	59				
P331	60				

P332	61				
	62				
P333	63				

(4) 薬局カウンターで学ぶ

LS	SBO		A	B	C
《患者・顧客との接遇》					
P401	1				
	2	(			
P402	3				
P403	4				
《一般用医薬品・医療用具・健康食品》					
P404	5				
P405	6				
《カウンター実習》					
P406	7				
	8				
	9				
	10				
P407					

(5) 地域で活躍する薬剤師

LS	SBO		A	B	C
《在宅医療》					
P501	1				
	2				
P502	3				
《地域医療・地域福祉》					
P503	4				
P504	5				
P505	6				
《災害時医療と薬剤師》					
P506	7				
P507	7				
《地域保健》					
P508	8				
P509	9				
P510	10				
P511	11				
	12				
P512	13				
P513	14				
P514	15				
P515	12				
	13				
	14				
	15				

(6) 薬局業務を総合的に学ぶ

LS	SBO		A	B	C
《総合実習》					
P601	1				
P602	2				
	3	QOL			